

◇国際会議報告◇

IFRS-IC 会議（2026 年 6 月）出席報告

公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計研究会委員

IFRS 解釈指針委員会委員

辻野 菜摘

1. はじめに

2026 年 6 月 16 日から 17 日、IFRS 解釈指針委員会（IFRS Interpretations Committee：以下「IFRS-IC」という。）開催された。今回は 2 日間で、筆者は現地で参加した。

2. 全体のスケジュール

議題は、アジェンダ決定案に係るコメントレター作成に関連する件は 8 件であった。新規案件が 6 件である。

3. 議事概要

- (1) A P 2（新規案件）IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」（以下「IFRS 第 18 号」という。）第 117 項、第 121 項から第 125 項：仮想的な収益と費用を含む業績指標が IFRS 第 18 号の経営者が定義した業績指標（以下「MPM」という。）の要件を満たすかという質問であった。第 117 項は小計の算定方法に制限を設けていないため、質問にあるすべての事例は IFRS 第 18 号の MPM に該当するという意見が多数だった。従って基準設定プロジェクトに追加しないことを暫定決定した。パブリックコメントの期間は、9 月 9 日までである。

委員の中からは、仮想的な設定の適切性の判断も難しいため、コロナ禍がなければといった指標は不適切という意見もあった。筆者は、MPM の認定を狭くしすぎると、財務諸表の作成者が MPM を使用して事業の状況をより分かりやすく説明しようという意欲を後退させ、結果的に投資家が得られる情報が限られてしまうという点を強調した。作成者が MPM の定義を説明すれば、投資家はその他の情報もふまえながら、その指標が事業の状況を適切に表しているか判断することができるので、情報がないより、あったほうが良いという点を強調した。

本件は、国際会計基準審議会（IASB）のなかで IFRS 第 18 号、特に MPM のルールの作成に携わってきたメンバー、特に投資家経験者にとっては極めて重要なものであり、今回の結論に安堵していた。

- (2) A P 3（新規案件）IFRS 第 18 号第 117 項：非上場企業で IFRS を使用する会社が、特定の少数の株主あてに配布する資料は公表資料かという照会であった。当該ケースでは守秘義務契約もある。総合して、IFRS 第 18 号をもとに非公開資料であると判断が可能という考えにほとんどの委員が賛成し、基準設定プロジェクトに追加しないことを暫定決定した。パブリックコメントの期間は 9 月 9 日までである。
- (3) A P 4 A（新規案件）IFRS 第 18 号第 53 項(c)、第 56 項(a)及び B37 項：現金及び同等物からの収益と費用の分類に関する照会であった。主たる事業が顧客向け融資および金融資産への投資であるケースであり、IFRS 第 18 号に照らせば、すべてを営業区分とすべきという点は明確であるとする委員が大多数であり、基準設定プロジェクトに追加しないことを決定した。パブリックコメントの期間は、9 月 9 日までである。
- (4) A P 4 B（新規案件）IFRS 第 18 号第 56 項(b)から第 57 項、第 65 項(a)及び第 66 項：顧客向け融資を主たる事業とする企業における負債に係る収益と費用の分類について、顧客へのファイナンスの提供に関連する負債と関連しない負債の区別が一部でできない企業は、負債から生じる収益と費用をすべて営業区分に分類すべきかに関する照会であった。顧客へのファイナンスの提供に関連する現金及び現金同等物と、関連しない現金及び現金同等物をすべては区分できない場合にすべて営業区分とする場合、負債もすべて営業区分とすべきか質問があった。一部において区分ができないものがある場合においては、現状のルールでは営業区分とすることは明確であるとの意見が多数であり、基準設定プロジェクトに追加しないことを決定した。パブリックコメントの期間は、9 月 9 日までである。

このケースは、顧客へのファイナンスの提供に関連する負債か、そうでない負債か区分ができないものがある場合である。IFRS 第 18 号第 65 項では、顧客へのファイナンスの提供に関係ない負債は、特定のものは財務区分であり、その他は営業区分にできるとしている。区分ができないものが存在するという状況は本来理想的ではない。ただし、区分ができないものが存在するために、すべてが営業区分になった場合に、ミスリーディングな開示になることへの懸念も一部の委員が表明している。

- (5) A P 5（3 月の委員会で議論し、アウトリーチを行ったもの）IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）： 単一の投資者のファンドに対する支配の判定について、固定期間で投資者が一人のファンドで、投資者がファンドマネジャーを解任する権利がない場合、当該ファンドを投資者が支配しているかをどう判断するかという照会である。単一の出資者でも自動的に支配しているとは考えるべきではなく、IFRS 第 10 号にそって、パワー、リターン、影響力に基づいて判断すべきという考えに大多数

が同意し、基準設定プロジェクトに追加しないことを決定した。パブリックコメントの期間は、9月9日までである。

本件は、アウトリーチでも委員のコメントでも同様案件が多数あるという意見があった一方で、監査業務や多数の会社の財務諸表を作成してきた委員のなかにも、このようなケースは見たことがないし、投資機会として投資インセンティブがあるとは考えられなく、極めてレアケースだと主張する委員が複数いた。

- (6) A P 6（新規案件）IFRS 第 18 号 B31 項から B41 項：製造業でありリースの貸手である会社による、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに関して、統合的に実行されているものは顧客へのファイナンスの提供と考えるべきかという質問であった。このケースでは、企業がファイナンス・リースとオペレーティング・リースを合算して表示しており、大多数が顧客へのファイナンスの提供とすべきであるという意見であり、基準設定プロジェクトに追加しないことを決定した。パブリックコメント期間は、9月9日までである。
- (7) A P 7 A（新規案件）IFRS 第 18 号：MPM のラベルの表示について、調整項目をすべて項目名表示に具体的に記載する必要はなく、注記の説明が表示・開示要件を満たしていれば十分という意見でほぼ全員賛成した。筆者も、冗長になりすぎるのでかえってわかりにくいため、注記で明確に調整項目を表示し、変更があったときには明確にする点を指摘した。基準設定プロジェクトに追加しないことを決定し、パブリックコメント期間は、9月9日までである。
- (8) A P 7 B 費用の混合表示（新規案件）IFRS 第 18 号、第 78 項から第 85 項：混合表示が最も有用であるなら混合表示をすべきだが、同じ性質の費用の一部を機能別に表示した場合でも、その性質の費用すべてを機能別に表示しなければならないわけではないという点は明確との意見で一致した。また、混合表示を認めたほうが、企業が費用の性質にあわせて、機能別表示のなかに性質別費用の内訳を表示してわかりやすく説明するというインセンティブになるという意見が多かった。また、IFRS 第 18 号の第 83 項では、営業費用を機能別で表示する企業は、費用の性質別の内訳を表示することを要求しており、そのような情報が得られるのであれば、問題はないと筆者は指摘した。基準設定プロジェクトに追加しないことを決定し、パブリックコメント期間は9月9日までである。

4. 次回の予定

9月15－16日の予定である。